

平成二十五年法律第九十七号

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、特定原子力損害（当該事故による損害であつて原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任すべきものをいう。以下同じ。）を被つた者（以下「特定原子力損害の被害者」という。）のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被つた損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を來している者が多く存在すること、個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間と費用を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例を定めるものとする。

（早期かつ確実な賠償を実現するための措置）

第二条 国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。
(消滅時効の特例)

第三条 特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法（明治一十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条第一号中「三年間」と、同条第二号中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。この場合においては、同法第七百二十四条の二の規定は、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年五月二一日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三、第一百六十七条の二、第一百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。